

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 32,100 円(32.1 円/L)の課税を免除する。 《要望の内容》 措置の適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項
5	担当部局		経済産業省製造産業局素材産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 5 年 5 月 分析対象期間: 令和 2 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 13 年度 創設 平成 21 年度 3 年間延長 平成 24 年度 3 年間延長 平成 27 年度 3 年間延長 平成 30 年度 3 年間延長 令和 2 年度 3 年間延長
8	適用又は延長期間		3 年間(令和 6 年 4 月 1 日～9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。 《政策目的の根拠》 生コンクリートは、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフト等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力等に転換することができない。 また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率 99%)であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。

			こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な生コンクリートの安定的供給を図る必要がある。																		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展																		
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑な供給を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定化を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。																		
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td></td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用件数 (件)</td><td>84</td><td>81</td><td>81</td><td>81</td><td>81</td></tr><tr><td>適用数量 (kl)</td><td>606</td><td>685</td><td>685</td><td>685</td><td>685</td></tr></table> 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和 4 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）		令和 2	3	4	5	6	適用件数 (件)	84	81	81	81	81	適用数量 (kl)	606	685	685	685	685
	令和 2	3	4	5	6																
適用件数 (件)	84	81	81	81	81																
適用数量 (kl)	606	685	685	685	685																
	②	適用額	(単位：百万円) <table><tr><td></td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>適用額</td><td>19</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr></table> 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和 4 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）		令和 2	3	4	5	6	適用額	19	22	22	22	22						
	令和 2	3	4	5	6																
適用額	19	22	22	22	22																
	③	減収額	(単位：百万円) <table><tr><td></td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>減収額</td><td>19</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr></table> 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和 4 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）		令和 2	3	4	5	6	減収額	19	22	22	22	22						
	令和 2	3	4	5	6																
減収額	19	22	22	22	22																
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。																		

		⑤ 税収減を是認する理由等	生コンクリート製造業は、地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を実現できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月